

参考資料



参 考 資 料

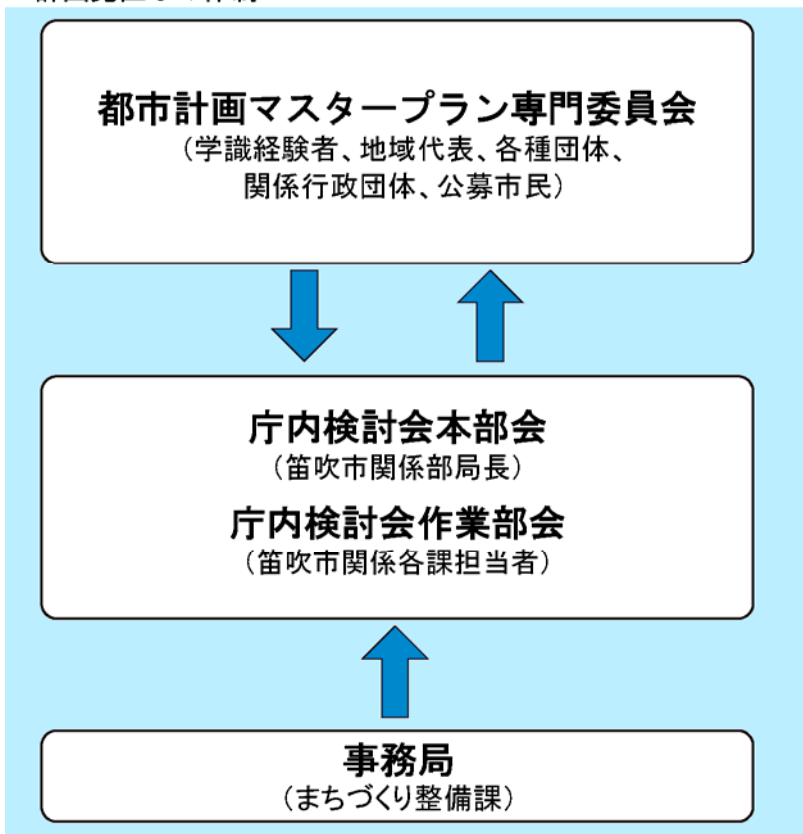
1. 策定経過と策定体制

(1) 策定経過

<p>平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 現況調査 ■ 課題の整理 	<p>平成 30 年 9 月 <input type="checkbox"/> 見直し作業に着手</p> <p>平成 31 年 12 月 <input type="checkbox"/> 関係各課ヒアリング</p> <p>3 月 <input type="checkbox"/> 笛吹市の概況と課題の整理</p>
<p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 計画立案 ■ 調整と協議 	<p>令和 元年 5 月 <input type="checkbox"/> 第 1 回庁内検討会作業部会</p> <p>6 月 <input type="checkbox"/> 第 1 回庁内検討会本部会</p> <p>7 月 <input type="checkbox"/> 第 2 回庁内検討会本部会</p> <p>8 月 <input checked="" type="checkbox"/> 第 1 回都市計画マスタープラン専門委員会</p> <p>9 月 <input type="checkbox"/> 第 2 回庁内検討会作業部会</p> <p>11 月 <input type="checkbox"/> 第 3 回庁内検討会本部会</p>
<p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 計画立案 ■ 調整と協議 ■ 都市計画マスタープランの決定 	<p>令和 2 年 6 月 <input type="checkbox"/> 第 3 回庁内検討会作業部会</p> <p>8 月 <input type="checkbox"/> 第 4 回庁内検討会本部会</p> <p>10 月 <input checked="" type="checkbox"/> 第 2 回都市計画マスタープラン専門委員会</p> <p>12 月 <input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメントの実施（第 3 章まで）</p> <p>令和 3 年 1 月 <input type="checkbox"/> 第 5 回庁内検討会本部会</p> <p>2 月 <input checked="" type="checkbox"/> 第 3 回都市計画マスタープラン専門委員会</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメントの実施（素案）</p> <p><input type="checkbox"/> 山梨県都市計画課との協議</p> <p>3 月 <input type="checkbox"/> 都市計画審議会への諮問・答申</p> <p><input type="checkbox"/> 「笛吹市都市計画マスタープラン」の決定</p>

(2) 策定体制

■計画見直しの体制



■市民参加

市民意見
の反映



パブリック
コメント



公募や
お知らせ

広報
ホームページ

□都市計画マスタープラン専門委員会

学識経験者をはじめ、地域代表、各種団体、関係行政団体（山梨県）、公募市民からなる「笛吹市都市計画マスタープラン専門委員会」を設置し、総合的かつ専門的な見地から計画全体についての検討と調整を行い、計画素案の承認（原案の策定）を行いました。

□市内検討会本委会

笛吹市関係部局長からなる「笛吹市都市計画マスタープラン市内検討会本委会」を設置し、市内での合意形成と、行政の立場からの計画内容についての意思決定を行いました。

□市内検討会作業部会

笛吹市関係各課担当者からなる「笛吹市都市計画マスタープラン市内検討会作業部会」を設置し、行政の立場から所管課のまちづくりに関する方針、計画や事業との調整など、計画の見直しに向けた検討を行いました。

2. 都市計画マスタープラン改定にかかる委員会等の名簿

(1) 都市計画マスタープラン専門委員会名簿

(順不同、敬称略)

所 属	職名等	氏 名		備 考
		令和元年度	令和2年度	
学識経験者	山梨大学大学院教授	大 山 勲		委員長
	笛吹市商工会会長	若 杉 成 剛		
	笛吹市農業委員会会長	赤 岡 勝 廣	三 枝 啓 一	
	建築士関係	佐藤 貴美男		副委員長
地域代表	笛吹市区長会選出	幡 野 一 仁	廣 野 久 雄	
各種団体	笛吹市男女共同参画推進委員長	三井 久美子		
	笛吹市民生委員児童委員協議会会長	竹 内 稔		
関係行政団体	山梨県都市計画課まちづくり推進企画監	松 沢 一 賀		
公募市民		大須賀 基真		
		栗 屋 夏 彦		
		上 野 美 穂		



・ 第 1 回専門委員会



・ 第 2 回専門委員会

(2) 庁内検討会本部会名簿

(順不同、敬称略)

職名	氏名	
	令和元年度	令和2年度
副市長	雨宮 寿男	小澤 紀元
総合政策部長	深澤 和仁	
総務部長	須田 徹	
市民環境部長	雨宮 昭夫	
保健福祉部長	飯島 尚美	
産業観光部長	小宮山 和人	
建設部長	標 博司	
公営企業部長	須田 富士男	西海 好治
教育委員会部長	宇佐美 正博	



・ 第4回庁内検討会本部会



・ 第5回庁内検討会本部会

(3) 庁内検討会作業部会名簿

(順不同、敬称略)

部 名	課 名	氏 名	
		令和元年度	令和2年度
総合政策部	政策課（政策推進担当）	萩原 昭	
	政策課（行政改革担当）	—	坪 寛
	企画課	久保 健太	
総務部	防災危機管理課	平澤 俊章	
市民環境部	市民活動支援課	岩澤 潤司	
	環境推進課	雨宮 守	
保健福祉部	福祉総務課	武井 芳一	
産業観光部	農林振興課	若杉 孝一	岩澤 正登
	観光商工課	堀内 満浩	
	農林土木課	角田 能一	
建設部	土木課	雨宮 竜也	堀内 正博
	まちづくり整備課(都市整備担当)	太田 貴士	
	まちづくり整備課(計画指導担当)	相川 良太	
公営企業部	下水道課（施設担当）	中村 亮一	埴原 豪一
	下水道課（管理担当）	石原 仁史	
教育委員会	生涯学習課	岩崎 忍	若杉 孝一
	文化財課	内田 裕一	

(4) 事務局職員名簿

課 名	職名等	令和元年度	令和2年度
まちづくり整備課	課 長	佐藤 直規	
	リーダー	霜村 正浩	橘田 裕哉
	担 当	大木 正宏	

(5) 都市計画審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

区 分	職名等	氏 名	備 考
学識経験のある者	行政機関経験者	松 岡 利 明	会 長
	笛吹市農業委員会会長	三 枝 啓 一	
	笛吹市商工会会長	若 杉 成 剛	
	山梨県建築士会	佐藤 貴美男	
	山梨大学大学院教授	大 山 勲	
市議会議員	建築経済常任委員会委員長	小 林 始	
	建築経済常任委員会副委員長	山 田 宏 司	
住 民	区長会選出	筒 井 義 章	
関係行政機関	峡東建設事務所長	小 島 一 男	
	峡東農務事務所長	上 野 公 紀	



・都市計画審議会

3. 用語解説

あ行

アクセス道路

ある目的の所へ行くための道路のこと。

アダプトプログラム

環境保全活動など、ボランティアとなる市民や団体が里親となって、一定区画（公園など）を自らの養子とみなし、清掃・美化などを行って面倒をみる仕組みのこと。

インバウンド

外国人の日本旅行（訪日旅行）あるいは訪日外国人観光客などのこと。

NPO

Non-Profit Organization の略で、行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動を行う住民による非営利の組織のこと。

エコロード

エコロジーとロードを組み合わせた和製英語で、調査、計画段階から設計、施工、管理の段階まで、自然環境の保全にきめ細かく配慮された道路のこと。自然環境の改変を最小限とするよう適切な路線の選定を行うとともに、動物の生息地を分断しないように橋梁やトンネルを多く採用したり、動物用の横断構造物を設置して動物の移動を助ける等、さまざまな工夫が施される。また、必要に応じて、建設により損壊する自然環境を復元する等の措置をとる。

か行

ガイドライン

ある物事に対する方針についての大まかな指針・指標のこと。ルールやマナーなどの決まり事、約束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示すもの。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。下水道のない地域での水環境の汚染の防止に有効である。

環境教育

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のこと。

環境保全型農業

農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う農業のこと。

GAP 認証制度

「農業生産工程管理」のことで、土作りや栽培管理、収穫、出荷など各段階に点検項目を設定し、適切に作業できているか農業者がチェックし、改善していく取組みのこと。山梨県では平成 29 年 7 月 1 日から「やまなし GAP 認証制度」をスタートした。

協働

協力して働くという意味で、まちづくりの分野では、市民と行政などがそれぞれの役割を担いながら、一緒に進めていくという意味で使用される。

グリーンツーリズム

都市の住民が自然の豊かな農山漁村に滞在し、自然や文化、地元の人との交流を楽しむ余暇活動のこと。都市の人が自然の豊かな生活をするこゝでのストレス解消とともに農山漁村地域の活性化が期待される。

計画の進行管理

計画に位置づけた施策・取組について、その達成度、貢献度等を点検するなど、計画の進行を管理すること。

景観計画

「景観法」に基づき「景観行政団体」が法の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」のこと。景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方針、行為の制限に関する事項などを定めることができる。

景観条例

景観を保全・形成し、その景観と調和した環境を確保・整備するために各地方自治体が定める条例のこと。

景観協定

景観区域内の一団の土地所有者や借地権者の全員の合意により結ばれた良好な景観の形成に関する協定のこと。地域の状況に応じて、自ら建築物の規模や形態、壁面の位置や色彩、樹木の植栽などについてのルールなどを住民間の協定により定めることができる。

建築協定

ある区域の土地所有者が、区域内における建築物の用途や形態、構造などに関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定める協定のこと。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものや、流域下水道に接続するものがある。

公共交通

電車、バス、タクシーなどの誰もが利用できる移動手段のこと。

交通結節機能

鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジなどで、鉄道からバスへの乗換え、自動車から徒歩やそのほかの交通機関に乗り換えるために必要な機能のこと。駅前広場や駐車施設、インフォメーション機能などがある。

公共施設の長寿命化計画

平成 26 年 5 月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、安全で快適に利用できる公共施設の提供と、財政の健全化に向けた効率的・効果的な更新、改修、維持管理等により長寿命化を図るため自治体が策定する計画のこと。

公共施設等総合管理計画

将来的な財政見通しに基づいて、公共施設を適切に保全、更新し、長寿命化や統廃合を推進するための考え方や取組みを示した計画のこと。

高齢社会

一般的に高齢化が進行して、人口構成に占める高齢者の割合が高い社会をいう。国連の定義では、65 歳以上の高齢者の割合が 7% を超えた社会を高齢化社会といい、14% を超えると高齢社会となる。

コーポラティブハウス

集合住宅の一種であり、住まい手が建物の計画・設計に参加し、自分たちの望む住空間を創り上げていく住宅のこと。

コミュニティ

一般的に地域共同体、または地域共同社会のこと。まちづくりの分野では、主に住民相互の協力と連帯による地域のまちづくりの意味などで使用される。

コレクティブハウス

食堂やサロンなど共同生活の場を組み込んだ集合住宅で、北欧で定着しつつあり、我が国でも近年、多くの都市で事例がある。

さ行

災害時行動マニュアル

水害、土砂災害、大規模地震が発生もしくは想定される場合に市民が、どのような行動を取れば良いかを、災害種別毎にまとめたもの。

再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。クリーンエネルギーは再生可能エネルギーの一種である。

サイン

元来、記号（合図）のことをいうが、まちづくりの分野では標識、案内板、解説版、標識、看板などの総称として用いられる。

自主防災組織

自治会・管理組合などを単位に構成されている防災組織のこと。災害時には近隣相互の助け合いのもと、防災活動を円滑に行うため、防災訓練の実施や防災活動用資材の確保、各家庭における日頃からの防災意識の高揚などの活動を行っている。

シニア住宅

高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様の採用、生活を支援するための施設の配置、サービスの供与、入居住宅の家賃の一時金払い方式又は一時払い月払い方式の採用など、高齢者の住生活の安定、向上に資する特別の措置を講じた住宅のこと。

市民活動団体

地域の課題を解決する活動をする市民組織のことで、市民活動団体、NPO、民間非営利組織等を指す。

省エネルギー

エネルギーを効率的に利用し、消費量をできる限り少なくするよう努めること。

少子化

低い出生率のもとで子どもの数が減少する傾向のこと。

消防水利施設

火災時の消防活動に必要な消火栓や防火水槽な

どのこと。

条 例

地方公共団体がその管理する事務について、法律などの上位の規定の範囲内で、議会の議決によって制定する法令のこと。

シルバーハウジング

高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援するため、市町村における地域高齢者住宅計画等の計画に基づき、住宅施策と福祉施策の密接な連携の下に、ハード・ソフト両面にわたり高齢者の生活特性に配慮した住宅を供給すること。

森林セラピー

森林や地形といった自然を利用した医療、リハビリテーション、カウンセリングや森林浴、森林レクリエーションを通じた健康回復、維持、増進活動のこと。

スマートIC

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バス停から乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETC搭載車両に限定しているインターチェンジのこと。本市では2017年3月に笛吹八代スマートICが設置された。

利用車両が限定されているため簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

生活道路

住宅地内などを通る生活に密着した道路のこと。

雑木林

二次林のうち、薪炭材の供給源等として生活とともに人為管理してきた林のこと。スギやヒノキのような単一樹種が密生する人工林に対し、クヌギやコナラ、エゴノキなどを中心に土地本来の多様な樹木から構成されるため雑木林と呼ばれる。燃料としての薪炭を使わなくなってからは、全国的に雑木林は人手が入らなくなり、荒廃しているところが多い。

た 行

多自然工法

自然や生態系に配慮した工法のこと。道路ではけ

ものみちの確保や自然型擁壁の設置、河川・水路では、魚道の確保、多自然型護岸、ワンドの設置、緑化では実のなる木など、生き物の生息に配慮した緑化などが行われる。

地域防災計画

災害対策基本法第40条に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画のこと。

地球温暖化

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃す赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれる。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地球上の気温が上昇する現象のこと。

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の形態意匠、公共施設の配置などを定め、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・保全するための計画のこと。

地産地消

地域生産地域消費の略で、地元でとれた生産物をその地域で消費すること。食料に対する安全志向の高まりを背景に消費者と生産者の相互理解を深めることや、農業など関連産業の活性化の取り組みとしても期待されている。

デマンドタクシー

一種の「乗り合いタクシー」のようなもので、指定された乗車場所の停留所から目的地の停留所まで、利用者の希望する便（時間）や乗降場所などの要望（デマンド）に応じて利用できる公共交通サービスのこと。

都市（基盤）施設

道路・公園・下水道など、様々な都市活動を支えるための施設のこと。

都市計画区域

都市計画を策定する区域の単位となるもので、都市の実態や将来の計画を勘案し、一体の都市地域となるべき区域として県が指定する区域のこと。

都市計画決定

道路・公園など都市施設、用途地域などの土地利用規制、土地区画整理などの整備事業区域などを都市計画法に基づいて、一定の法的手続きにより

決定すること。

都市計画審議会

都市計画に関する事項を調査審議するために設置された地方自治体の付属機関の総称で、都道府県都市計画審議会、市町村都市計画審議会の2種類がある。

都市計画道路

都市計画法に定められた都市施設の1つで、都市計画決定された道路のこと。

土地区画整理事業

市街地を面的に整備するために、土地の区画形質の変更や公共施設の整備を行なう事業の一つで、土地区画整理法に従って実施される。土地所有者から土地の一部を提供してもらい(減歩)、その土地を道路や公園などの新たな公共用地として活用することが特徴である。

な 行

日本遺産

歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもので、魅力溢れる有形・無形の様々な文化財群を活用し、国内外に戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としている。

日本農業遺産

伝統的な農林水産システムの次世代への継承や農林水産物のブランド化などを目的に農水省が創設したもので、「世界農業遺産」の国内版と位置づけられている。

ネットワーク

「網細工、網の目のような組織」の意味で、まちづくりの分野では市内各地に分散する拠点などを、単独では持ち得ない複合的な魅力を創出するための相互の連携を意味する。

は 行

ハザードマップ

水害や土砂災害の危険性、避難に関する情報などをまとめた地図で、市民の日常的な備えや災害時時の避難に活用するもの。

パブリックコメント

意見公募手続き、意見提出制度のこと。行政など公的な機関が、規制、規則などの制定・改廃、行

政計画の策定などのあたり、原案を事前に公表して市民などから広く意見や情報提供を求め、意思決定に反映させる制度のこと。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去することを目指すこと。建物内の段差の解消など物理的な障壁の除去から、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去というより広義的な意味も含んでいる。

避難路

災害時に著しい被害が発生するおそれのある地域等において、市民を避難場所へ安全に避難させる道路のこと。

避難場所

災害時に著しい被害が発生するおそれがある地域等において、市民が避難することができる安全な場所のこと。

ブランド化

顧客の期待や信頼に応えるよう活動し、消費者をはじめとする関係者の共感や支持を獲得・拡大していくこと。ブランド化によってもたらされる良いイメージなど、その価値を高め、競争力を強化することが期待できる。

フィルムコミッション

映画やドラマのロケーション(野外撮影)を地元へ誘致し、スムーズに撮影が図られるよう支援する活動で、ふるさとへの自然や緑をPRし、市民のふるさとへの愛着や意識の醸成を図る上で効果的である。山梨県では「山梨フィルムコミッション」を推進している。

不法投棄

法律や規則に違反し、山や河川等にゴミ等を捨てること。

文化的景観

「景観法」の制定と併せ「文化財保護法」の一部改正により、これまで文化財として保護の対象外であった水田や里山など人と自然との関わりの中で創り上げられた景観を「文化的景観」と呼び、保護の対象として位置づけられた。

防災拠点

地震などの大規模災害時に、地域住民などが一定期間の避難生活をするところの場所のこと。

防災ステーション

洪水時に水防活動の基地、ヘリポート、避難場所としての機能をもつもので、平常時はレクリエーションの場などとして活用できる河川防災の拠点のこと。

ボランティア

自発的な意志によって奉仕活動を行う人のこと。

ま 行

緑の基本計画

都市緑地法に基づき、市町村が定めることができる「都市における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画」のこと。

緑の少年隊

県内では緑の少年隊県連盟として組織され、年間を通じて、それぞれの地域で「緑の募金」活動や緑化活動、ネイチャーゲーム、キャンプ、美化活動などを行っている。

や 行

ユニバーサルデザイン

全ての人のためのデザインを意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多様な人が利用可能であるようにデザインすること。

用途地域

都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域のこと。住居・商業・工業の各地域に大別される。

ら 行

ライフスタイル

生活様式のこと。衣食住のみではなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶりのことをいう。更に生活に対する考え方や習慣をも含む意味でも使用される。

ランドマーク

ある地域や場所の目印や象徴的な景観要素となっているも。富士山などの山、橋、河川、駅舎・ビル等の建築物、記念碑や塔等の建造物、巨樹など、様々なものがある。

リサイクル

資源の再生利用・循環使用のこと。システムとして確立することにより、環境への負荷低減や省資

源・省エネルギー、ごみの減量化などの効果が期待できる。

立地適正化計画

全国的な人口減少や超高齢化が見込まれる中で、持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランで、医療・高齢者福祉・子育て支援・商業などの日常生活サービス施設や住宅の適正な誘導についての総合的な指針となる計画である。

レクリエーション

精神的、肉体的な疲労回復や日常生活に潤いを求めて行う余暇活動のこと。休養、娯楽という意味もある。

わ 行

ワークショップ

作業場・研修会などの意味を持つ言葉であるが、都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や合意形成の手法など多様な協働作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考察、それらの評価などを行っていく活動のことをいう。

笛吹市都市計画マスタープラン

令和3年3月

発行：笛吹市

編集：建設部 まちづくり整備課

〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部 777

TEL 055-261-3334 FAX 055-261-3335

URL <http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>

協力：株式会社 プレーンズ



CITY PLANNING OF FUEFUKI CITY
笛吹市都市計画マスタープラン